

日常生活の援助に関する安全対策
～入浴介助時の熱傷を防ぐ～

平成20年3月11日

入浴介助の際、湯の温度を直前に確認しなかったことにより、熱傷をきたした事例が報告されています。

事例（日本医療機能評価機構事故防止センターホームページより）

看護師は熱めに設定した湯をエレベートバス(臥位で入浴できるリフトバス)に準備し、湯の温度を確認する前に患者を入浴させた。その後、看護師はエレベートバスに手を入れると湯が熱かったため、すぐに患者を湯からあげた。この時、患者の皮膚に表皮剥離を認めた。皮膚科医師の診断により体表面積25%程度の熱傷と診断された。

事例の背景

浴槽の湯が設定した温度に自動的に調節されるシステムが普及し、「入浴する前に湯を掻き回して素手で湯の温度を確認する」という生活体験が減少しています。これも事例の背景の一つと考えられます。

対策の例

**入浴介助を実施する直前における、
介助者自身の素手や上腕内部での、湯の温度確認**

施設内の入浴に関する設備の安全確認、改善

例：シャワーや浴槽内の湯の温度が一定以上にならないよう、設備の面からの工夫

施設内の基準、マニュアル等の作成、見直し

例：温度確認の方法(水温計使用の検討、入浴介助時の手袋着用 of 基準等)

入浴介助には、看護職だけでなく多職種が係ることがあります。情報の共有と周知、責任の明確化が大切です。

関連情報

財団法人日本医療機能評価機構【医療事故情報収集事業：医療安全情報 No.5】

http://jcqhc.or.jp/html/documents/pdf/med-safe/med-safe_5.pdf